

遺失物法案の概要

1

拾得物の早期発見・返還のための手続の整備

現行法：明治32年制定（実質最終改正昭和33年）
条文は、片仮名・文語体で表記

【現状】

拾得物は、警察署単位で取り扱われていることから、遺失場所が不明の場合や遺失と拾得の届出先が異なる場合には発見が困難
情報化社会の進展に伴うカード類、携帯電話等の取扱数の増加

遺失場所を問わず拾得物を発見することができる仕組みの構築等

- ・都道府県内の拾得物に関する情報を集約し、インターネット等により住民に公表
- ・貴重な物件に関する全国手配の実施
- ・警察署長から拾得物の所有者等に関する情報を保有している事業者に対する照会

2

社会・経済情勢の変化や物件の種類に応じた合理的な拾得物の取扱い

【現状】

膨大な拾得物を6箇月間保管
・拾得物の点数 約1,070万点（平成16年）
大量で保管費用がかかり、返還要望が低い拾得物の増加（例：傘、衣類、自転車等）
動物の取扱いには特段の配慮が必要
個人情報記録された拾得物の増加

保管期間の短縮（附則による民法の改正）

- ・所有権移転期間を6箇月から3箇月に短縮
- ### 拾得物の売却等に関する規定の整備
- ・大量・安価な物件や保管に不相当な費用を要する物件については、2週間以内に返還ができないときは売却等の処分ができることとする。

動物に関する取扱手続の明確化

- ・動物の愛護及び管理に関する法律による引取りの対象となった犬又はねこについては、遺失物法の規定を適用しないこととする。

拾得者への所有権の帰属の例外に関する規定の整備

- ・個人の一身に専属する権利や個人の秘密が記録された文書等については、拾得者が所有権を取得できないこととする。（例：カード類等）

3

施設占有者の負担軽減

【現状】

施設における拾得物の差出件数は、全体の約8割
施設占有者は、すべての拾得物を警察署長に差し出すとともに、6箇月後に所有権を取得した際は、再度警察署におもむいて当該物件を引き取らなければならない。
施設における拾得物の取扱手続が不明確

警察署長への提出義務の特例に関する規定の整備

- ・取り扱う拾得物が多数に上り、これを適切に保管できる施設占有者については、高額な物件等を除き、警察署長への提出を免除し、届出のみで足りることとする。
- ・警察署長と同様に、物件の売却等を行うことができることとする。

施設における拾得物の取扱手続の明確化等

- ・施設占有者の拾得者に対する書面の交付義務、掲示義務、公安委員会の監督権限等を明確化する。